

## 許可申請事項の変更に係る届出について（車両関係）

## 1 申請時の提出書類について

		変更前に事前申出が必要な事項			変更後10日以内に届出が必要な事項		
		車両の増	車両の減	車両代替 ※車体形状 変更あり	車両代替 ※車体形状 変更なし	車体色・ デザイン の変更	ICカード の 再交付
① 許可申請事項の変更に係る書類	【様式13】許可申請事項変更申出書	○	○	○			
	【様式14】許可申請事項変更届出書				○	○	
	新車両の自動車検査証記録事項の写し (電子車検証のない車両は、車検証の写し)	○		○	○		
	新車両の写真	○		○	○	○	
	旧車両の写真 又は 抹消登録証明書の写し 等		○	○	○		
	【様式10の2】 車庫等の概要、案内図及び配置図	○	○	○	○		
	【様式11】運搬車両等一覧	○	○	○	○		
	増車理由資料(様式不問)	○					
	旧車両のICカード		○				
② 新規車両の登録に係る書類	【様式17】新規車両登録申出書	○		○	○		
	【第5-1号様式】 車両確認証等交付依頼書	○		○	○		
	【第5-2号様式】 車両確認証等再交付依頼書						○
	新車両の自動車検査証記録事項の写し (電子車検証のない車両は、車検証の写し)	○		○	○		○
	新車両の写真	○		○	○		
	再発行理由書(様式不問)						○
	旧車両のICカード		○	○	○		

※次頁の説明も参考にしてください。

## 2 申請手続きについて

### (1) 車両の増、車両の代替（車体の形状の変更）の場合

- ア 事業系廃棄物対策課へ①の書類を提出。
- イ 3～5日後に事業系廃棄物対策課から「変更承認書」を申請者に交付。
- ウ 事業系廃棄物対策課へ②の書類を提出（アと同時でも可）。
- エ 事業系廃棄物対策課から、ICカードを申請者に交付。

### (2) 車両の減について

- ア 事業系廃棄物対策課へ①の書類を提出。
- イ 3～5日後に事業系廃棄物対策課から「変更承認書」を申請者に交付。

### (3) 車両の代替（車体の形状が変更にならない場合）等について

- ア 事業系廃棄物対策課へ①の書類及び②の書類を提出。
- イ 事業系廃棄物対策課から、ICカードを申請者に交付。

※代替だけでなく、車両に付属物を装着する場合、自動車検査証の内容変更（車番等）がある場合も同様。

### (4) 車体色・デザインの変更について

- ア 事業系廃棄物対策課へ①の書類を提出。

※車体色・デザインを変更する場合には、色やデザイン案について事業系廃棄物対策課に事前にEメール等で送付し、変更が可能であるか協議を行ってください。

### (5) ICカードの再交付を希望する場合

- ア 事業系廃棄物対策課へ②の書類を提出。
  - イ 5～7日後に事業系廃棄物対策課から再交付手数料の「納付書」を交付。
  - ウ 納付後の領収書を持参することで、事業系廃棄物対策課からICカードを交付。
- ※事情によっては、車両確認証が再交付されるまで搬入できない場合があります。

## 3 注意点

(1) 車両の代替の際、車体の形状が変わる場合（例：塵芥車→コンテナ車）には2（1）の申請手続きを、車体の形状が変わらない場合（例：塵芥車→塵芥車）には2（3）の申請手続きをしてください。

(2) 車両の写真は、台紙に貼付し斜め前方及び斜め後方から撮影したもので、車両表示については以下のようにしてください。

- ・新車両：車両後部、側面に車両表示を入れること。
- ・旧車両：車両後部、側面の車両表示を抹消すること。